平成２８年（フ）第１２３４号
横浜市南区唐沢57番地
破産者　古梶　利男
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
石川県白山市成町393番地４、従前の住所石川県白山市相川新町12番地１
破産者　古野　剛
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６５号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目36番地（メゾンきむら103号）、前住所岐阜県美濃市1949番地
破産者　梅村　清司
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６６号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目36番地（メゾンきむら103号）、前住所岐阜県美濃市1949番地
破産者　梅村　登子
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６７号
岐阜県関市富之保4123番地３
破産者　土屋　美衞
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
岐阜市古市場32番地１　（黒野コーポ　447号室）
破産者　平賀和佳代
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３８９号
静岡市駿河区大谷3681番地の18
破産者　柴田　尚代
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡４丁目１番26号
破産者　岩村　裕
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
京都府城陽市寺田垣内後66番地の６
破産者　立花製作所こと　立花　完二
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
京都市右京区太秦堀ケ内町15番地１
破産者　山端幸次郎
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
広島市安佐北区安佐町大字久地1185番地125
破産者　セイバーこと　泉　貴志
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
広島県福山市春日町７丁目５番８－203号
破産者　小鍋　健一
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1169番地
破産者　尾崎　久美
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１２号
長崎県長崎市三重町316番地
破産者　田中　隆
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
熊本市南区海路口町4065番地52
破産者　江嶋　和子
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3255番地６
破産者　下石　正治
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第５６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3255番地６
破産者　下石　郁子
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第６４号
宮崎県日向市美々津町4110番地
破産者　浜尾　正明
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６８号
宮崎県延岡市北一ケ岡３丁目15番２－105号
破産者　甲斐　太志
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部